

## 認定こども園えのき幼稚園における園児への与薬について

### (1) 『幼稚園における園児への与薬』

幼稚園における園児への与薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育教諭は園児への与薬を行うことが出来ません。

従って、原則として幼稚園では薬をお預かりしないことになっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在幼稚園に通っていて、幼稚園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方依頼して下さい。

どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ与薬して頂くこととなります。

ただし、慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）、急性疾患（熱性けいれん、アナフィラキシー等）の与薬や処置については、子どもの主治医または幼稚園囑託医の指示書に従うとともに、保護者及び幼稚園相互の連携が必要ですので、連絡して下さい。協議した上でご対応させていただきます。

### (2) 『保護者が来園して子どもへ与薬することがやむを得ずできない場合』

保護者と幼稚園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来ると判断され、通常保育を希望される場合、幼稚園の担当保育教諭が保護者に代わって与薬します。

この場合は万全を期すため「与薬指示書」に必要事項を記載して頂き、持参薬（「薬剤情報提供書」がある場合は添付し）と共に担当保育教諭へお渡し下さい。

なお、以下の注意事項があります。

- ① **主治医の処方による薬に限ります。**
- ② （2）に関しては症状を判断しての与薬は行いません。（熱がでたら、咳がでたら、など）
- ③ **お薬は保護者が担当保育教諭へ必ず手渡しして下さい。**（未使用薬返却時も必ず手渡し）  
（渡す際に、子どもの体調を伝え、薬は1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみをお渡し下さい）
- ④ **薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合、幼稚園では責任を負いかねます。**

※幼稚園における与薬に関しその他ご質問・ご不明な点等ありましたら幼稚園までご相談下さい。

# 与薬願い書

認定こども園えのき幼稚園 園長 様

平成 年 月 日

保護者名 ⑩

緊急連絡先

クラス 園児名

男・女 歳 ヶ月

病名（または症状）

発病 平成 年 月 日

医療機関名（病院名）

電話

平成 年 月 日より全身状態に心配はなくなりましたので登園しますが、医師より下記の処方を受けていますので貴園での与薬をお願いします。

## 与薬指示書

※下記の記入及び該当するものを○印で囲ってください。

◎くすりの名前	
◎くすりの剤型	散剤 顆粒 シロップ 錠剤 軟膏 塗布剤 その他（ ）
◎くすりの内容	抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・かぜ薬・外用薬 その他（ ）
◎くすりの保管方法	室温・冷蔵庫・その他（ ）
◎調剤内容	
◎用法	1日 回 食前・食後・食間・食後 時間毎
◎量	1回分
●与薬期間	年 月 日～ 月 日 昼食 前・後
●与薬上の注意事項及び飲ませ方、 塗布方法 または具体的なタイミング等あれば	
●その他注意事項	

- ・指示書は保護者の方が記入してください
- ・薬の袋や容器に園児氏名と日付を書いて、当日分だけ持ってきてください。（園で薬の預かりはしません）
- ・与薬期間が5日を超える場合、新たに与薬指示書を提出してください。
- ・薬剤情報提供書があれば添付してください。

※園記載欄

日にち	投与時間	投与者サイン	日にち	投与時間	投与者サイン
/			/		
/			/		